

経費支出に関する稟議規定

第1条（目的）

この規定は経費支出に関する稟議に関する手続きについて定め、迅速な意思決定及び業務の円滑を期することを目的とする

第2条（議決）

経費支出に関する決済は、その金額に応じて、現場責任者、事務局員、事務局長、代表理事、理事会、総会決議とする。

第3条（手続き）

稟議を要する事項は、稟議書を作成するものとし、稟議決裁前にその実行に着手してはならない。但し、やむを得ない事情により、稟議手続き又は決済が遅れることが見込まれる場合は、事前に決裁者の承認を得て、その一部を実行することができる。

事 項	金 額	決裁者
経費の支出（物品購入）	1 万円未満 ※稟議書提出不要	現場責任者
リース総額（年）	1 万円以上 3 万円未満	上記決裁者に加え 事務局員
外注委託	3 万円以上 10 万円未満	〃 事務局長
	10 万円以上 50 万円未満	〃 代表理事
	50 万円以上 300 万円未満	〃 理事会
	300 万円以上	〃 総 会

附 則

（施行日）

本規定は、2023 年 5 月 1 日から施行する